

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-210808

(P2017-210808A)

(43) 公開日 平成29年11月30日(2017.11.30)

(51) Int.Cl.

E06B 1/04 (2006.01)

F I

E06B 1/04

A

テーマコード (参考)

審査請求 有 請求項の数 8 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2016-105088 (P2016-105088)  
 (22) 出願日 平成28年5月26日 (2016.5.26)

(71) 出願人 390037154  
 大和ハウス工業株式会社  
 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号  
 (74) 代理人 110001586  
 特許業務法人アイミー国際特許事務所  
 (72) 発明者 駒井 智弘  
 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社内  
 (72) 発明者 吉森 理  
 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社内

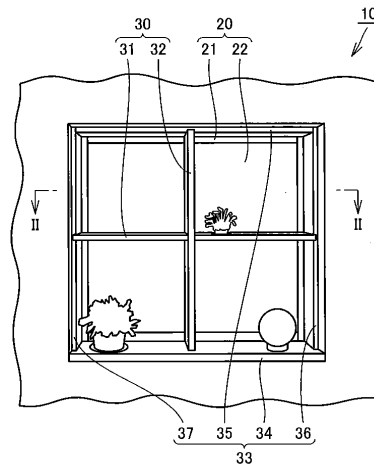
(54) 【発明の名称】 窓構造、住宅及び枠体

(57) 【要約】

【課題】 外観の意匠性を向上する窓構造、住宅及び枠体を提供する。

【解決手段】 本発明の窓構造(10)は、建物の外壁に設けられた窓部材(20)と、この窓部材(20)の室内側、かつ、内方に配置された枠体(30)とを備えている。枠体(30)は、水平方向に延びる第1板材(31)と、この第1板材(31)と交差する方向に延びる第2板材(32)と、第1板材(31)及び第2板材(32)を囲繞する囲繞板材(33)とを含んでいる。第1板材(31)は、物を載置可能な幅を有する載置板である。

【選択図】 図3



- 【特許請求の範囲】
- 【請求項 1】  
建物の外壁に設けられた窓部材と、  
前記窓部材の室内側、かつ、内方に配置された枠体とを備え、  
前記枠体は、  
水平方向に延びる第 1 板材と、  
前記第 1 板材と交差する方向に延びる第 2 板材と、  
前記第 1 板材及び前記第 2 板材を囲繞する囲繞板材とを含み、  
前記第 1 板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である、窓構造。
- 【請求項 2】 10  
前記窓部材は、窓枠を含み、  
前記第 1 板材、前記第 2 板材、及び前記窓枠が同じ色調で構成されている、請求項 1 に記載の窓構造。
- 【請求項 3】  
前記第 1 板材、前記第 2 板材、及び前記囲繞板材が同じ色調で構成されている、請求項 1 または 2 に記載の窓構造。
- 【請求項 4】  
前記窓部材は、透明ガラスを含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の窓構造。
- 【請求項 5】 20  
前記窓部材または前記囲繞板材の外周を取り囲むように前記外壁上に設けられた装飾枠をさらに備える、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の窓構造。
- 【請求項 6】  
1 つの外壁に複数の前記枠体が設置され、  
隣り合う前記枠体を内方に配置する前記窓部材間を連結するように前記外壁上に設けられた幕板をさらに備える、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の窓構造。
- 【請求項 7】  
前記外壁と、前記外壁と柱を挟んで対向する内壁との間に前記枠体が配置される、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の窓構造。
- 【請求項 8】 30  
請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の窓構造を備える、住宅。
- 【請求項 9】  
建物の外壁に設けられた窓部材の室内側、かつ、内方に配置される枠体であって、  
水平方向に延びる第 1 板材と、  
前記第 1 板材と交差する方向に延びる第 2 板材と、  
前記第 1 板材及び前記第 2 板材を囲繞する囲繞板材とを含み、  
前記第 1 板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である、枠体。
- 【発明の詳細な説明】
- 【技術分野】
- 【0001】 40  
本発明は、窓構造、住宅及び枠体に関する。
- 【背景技術】
- 【0002】  
特開平 6 - 4 2 2 7 2 号公報（特許文献 1）、実用新案登録第 3 0 4 6 9 6 3 号公報（特許文献 2）、特開 2 0 0 6 - 3 7 4 4 9 号公報（特許文献 3）、及び実用新案登録第 3 0 5 2 0 5 5 号公報（特許文献 4）には、建物の外壁に配される窓構造として、窓枠と、この窓枠の室内側または室外側に配置された格子ユニットとを備えた構造が開示されている。
- 【先行技術文献】
- 【特許文献】
- 【0003】 50

【特許文献1】特開平6 - 42272号公報  
【特許文献2】実用新案登録第3046963号公報  
【特許文献3】特開2006 - 37449号公報  
【特許文献4】実用新案登録第3052055号公報  
【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

上記特許文献1～4に開示された格子ユニットは、格子模様による装飾効果は期待できる。しかしながら、上記特許文献1～4に開示された窓構造を外部から視認した場合の意匠性は十分でない。このため、本発明者は、建物の外部から視認した場合の意匠性をさらに向上させることを課題とした。

10

【0005】

すなわち、本発明は、外観の意匠性を向上する窓構造、住宅及び枠体を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の窓構造は、建物の外壁に設けられた窓部材と、この窓部材の室内側、かつ、内方に配置された枠体とを備えている。枠体は、水平方向に延びる第1板材と、この第1板材と交差する方向に延びる第2板材と、第1板材及び第2板材を囲繞する囲繞板材とを含んでいる。第1板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である。

20

【0007】

本発明の窓構造によれば、枠体は窓部材の室内側かつ内方に配置されているので、枠体における第1板材と第2板材とで交差する交差部分が建物外部から視認できる。この交差部分により、外観の意匠性を高めている。それに加えて、水平方向に延びる第1板材は物を載置可能な幅を有しているので、装飾効果のある物を載置することで、外観の意匠性をさらに高めることができる。このように、本発明は、第1板材と第2板材との交差部分と、第1板材の載置板としての機能とによって、外観の意匠性を向上することができる。

【0008】

本発明の窓構造において好ましくは、窓部材は、窓枠を含み、第1板材、第2板材、及び窓枠が同じ色調で構成されている。

30

【0009】

外観から視認される第1板材、第2板材、及び窓枠が同じ色調で構成されているので、第1板材、第2板材、及び窓枠が統一された外観となる。このため、外観の意匠性をより向上することができる。

【0010】

本発明の窓構造において好ましくは、第1板材、第2板材、及び囲繞板材が同じ色調で構成されている。

【0011】

室内から視認される第1板材、第2板材、及び囲繞板材が同じ色調で構成されているので、第1板材、第2板材、及び囲繞板材が統一された内観となる。このため、室内の意匠性も向上することができる。

40

【0012】

本発明の窓構造において好ましくは、窓部材は、透明ガラスを含む。これにより、外観から第1板材及び第2板材が容易に視認されるので、外観の意匠性をより向上することができる。

【0013】

本発明の窓構造において好ましくは、窓部材または囲繞板材の外周を取り囲むように外壁上に設けられた装飾枠をさらに備えている。

【0014】

これにより、窓部材または囲繞板材の周囲に立体感のある装飾枠が設けられるので、外

50

観の意匠性をより向上できる。

【0015】

本発明の窓構造において、1つの外壁に複数の枠体が設置され、隣り合う枠体を内方に配置する窓部材間を連結するように外壁上に設けられた幕板をさらに備えていてもよい。

【0016】

枠体が内方に位置する窓部材が複数ある場合、幕板により、この窓部材を一体化したような外観を形成できる。本発明は、このように意匠性を向上した外観を有する窓構造であってもよい。

【0017】

本発明の窓構造において好ましくは、外壁と、この外壁と柱を挟んで対向する内壁との間に、枠体が配置される。

10

【0018】

外壁と内壁との間隔が大きい場合には、外壁と内壁との間に枠体が配置されることによって、第1板材の幅を大きくすることが可能となる。このため、第1板材を載置板として好適に用いることができる。

【0019】

本発明の住宅は、上記いずれかに記載の窓構造を備えている。本発明の住宅によれば、第1板材と第2板材との交差部分と、第1板材の載置板としての機能とによって、外観の意匠性を向上できる窓構造を備えている。したがって、外観の意匠性を向上できる住宅を実現できる。

20

【0020】

本発明の枠体は、建物の外壁に設けられた窓部材の室内側、かつ、内方に配置される枠体であって、水平方向に延びる第1板材と、この第1板材と交差する方向に延びる第2板材と、第1板材及び第2板材を囲繞する囲繞板材とを含み、第1板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である。

【0021】

本発明の枠体によれば、第1板材と第2板材との交差部分と、第1板材の載置板としての機能とによって、外観の意匠性を向上することができる。したがって、外観の意匠性を向上できる枠体を実現できる。

【発明の効果】

30

【0022】

本発明の窓構造、住宅及び枠体は、外観の意匠性を向上できる。

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1】本発明の実施の形態1における住宅を概略的に示す正面図である。

【図2】本発明の実施の形態1における窓構造を概略的に示し、図3におけるII-II線に沿った断面図である。

【図3】本発明の実施の形態1における窓構造を概略的に示し、室内側から見たときの図である。

【図4】本発明の実施の形態1における枠体の施工方法を説明するための図である。

40

【図5】図4にける領域Vの拡大斜視図である。

【図6】本発明の実施の形態1における枠体の施工方法を説明するための図である。

【図7】図6における領域VIIの拡大斜視図である。

【図8】本発明の実施の形態1における枠体の施工方法を説明するための図である。

【図9】図8における領域IXの拡大背面図である。

【図10】本発明の実施の形態2における住宅を概略的に示す正面図である。

【発明を実施するための形態】

【0024】

以下、図面に基づいて本発明の実施の形態を説明する。なお、以下の図面において同一または相当する部分には同一の参照符号を付しその説明は繰り返さない。

50

## 【0025】

(実施の形態1)

図1～図9を参照して、本発明の一実施形態の窓構造、住宅及び枠体について説明する。

## 【0026】

図1に示すように、本実施の形態の建物は、住宅1であり、窓構造10と、小窓11とを備えている。小窓11は、窓構造10を構成する窓部材20よりも小さい。住宅1の外壁面において、窓構造10が上方に設けられ、小窓11が下方に設けられている。小窓11には、十字の窓飾り12が設けられている。

## 【0027】

また、図2に示すように、住宅1は、外壁2と、柱3と、外壁2と柱3を挟んで対向する内壁4とを備えている。

## 【0028】

図1及び図2に示すように、窓構造10は、外壁2に設けられた窓部材20と、この窓部材20の室内側、かつ、内方に配置された枠体30と、窓部材20の外周を取り囲むように外壁上に設けられた装飾枠40とを備えている。

## 【0029】

窓部材20は、外壁2に形成された貫通孔に配置されている。窓部材20は、例えばFIX窓または外開き窓である。

## 【0030】

窓部材20は、貫通孔に取り付けられた窓枠21と、この窓枠21に嵌入された窓ガラスなどの被覆部材22とを含んでいる。窓枠21は、例えばサッシなどである。被覆部材22は、貫通孔を被覆し、ガラス、アクリル板などを用いることができるが、透明な素材であることが好ましく、透明ガラスであることがより好ましい。

## 【0031】

この窓部材20の背面には、枠体30が配置されている。建物の外部から窓構造10を見たときに、枠体30は、窓部材20内に包含されている。この枠体30は、図2に示すように、外壁2と、外壁2と柱を挟んで対向する内壁4との間に配置されている。

## 【0032】

図3に示すように、枠体30は、水平方向に延びる第1板材31と、この第1板材31と交差する方向に延びる第2板材32と、第1板材31及び第2板材32を囲繞する囲繞板材33とを含んでいる。第1板材31、第2板材32及び囲繞板材33は、例えば木製である。

## 【0033】

第1板材31は、物を載置可能な幅を有する載置板である。第1板材31は、例えば、70mm以上150mm以下の幅(図8における幅x31)を有し、20mm以上50mm以下の見付(図8における見付y31)を有している。

## 【0034】

この第1板材31の中央部と直交するように、第2板材32が設けられている。このため、第1板材31と第2板材32とで、十字の意匠を形成している。第2板材32は、例えば、70mm以上150mm以下の幅(図8における幅x32)を有し、20mm以上50mm以下の見付(図8における見付y32)を有している。

## 【0035】

また、窓枠21の見付と、第1板材31及び第2板材32の見付との比率は、例えば1以上3以下である。

## 【0036】

第1板材31及び第2板材32を取り囲むように、囲繞板材33が設けられている。囲繞板材33は、正面視において略正方形であり、水平方向に間隔を隔てて延びる水平板材34、35と、この水平板材の両端部と連結され、鉛直方向にそれぞれ延びる鉛直板材36、37とを有している。下方の水平板材34は、物を載置可能な幅を有する載置板であ

10

20

30

40

50

る。下方の水平板材 3 4 は、例えば、70 mm 以上 200 mm 以下の幅（図 8 における幅 x 3 4）を有している。

【0037】

ここで、載置板は物を載置可能な幅を有しているので、第 1 板材 3 1 及び水平板材 3 4 には、図 3 に示すように、例えば、観葉植物、インテリア部品などの小物を載置することが可能である。また、第 1 板材 3 1 及び水平板材 3 4 は、物を載置するので、物を載置する程度の耐荷重性能を有しており、例えば 3 kg 以上、好ましくは 10 kg 以上の耐荷重性能を有している。

【0038】

なお、第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2 及び囲繞板材 3 3 には、互いに連結するための金物が設けられている。金物については、後述する。

10

【0039】

本実施の形態では、外観視において、囲繞板材 3 3 は窓枠 2 1 に隠れて視認されない。また、囲繞板材 3 3 に囲繞される板材は、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 のみであって、外観から視認される枠体 3 0 は、十字形状のみである。このため、第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2、及び窓枠 2 1 が同じ色調で構成されていると、外観からは第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2、及び窓枠 2 1 が一体に見えるので、室外から視認したときの統一感が生じる。また、第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2、及び囲繞板材 3 3 が同じ色調で構成されていると、室内からは第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2、及び囲繞板材 3 3 が一体に見えるので、室内から視認したときの統一感が生じる。なお、これらは好ましい形態ではあるが、色調は特に限定されず、例えば、窓枠 2 1 は、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 と異なる色調で構成されてもよい。

20

【0040】

図 1 及び図 2 に示すように、窓枠 2 1 の外周を取り囲むように、外壁上に装飾枠 4 0 が設けられている。本実施の形態では、装飾枠 4 0 は、窓枠 2 1 の全外周を取り囲んでいる。装飾枠 4 0 は、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 と同じ色調で構成されていてもよく、異なる色調で構成されていてもよいが、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 と異なる色調で構成されていることが好ましく、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 よりも色調が濃いことがより好ましい。また、装飾枠 4 0 は、木粉が混合された材料で形成された表層を有していることが好ましい。

30

【0041】

ここで、「色調」とは、色彩の強弱・濃淡の調子を意味する。同じ色調を実現する手段として、例えば、同じ色彩の材料を用いることが挙げられる。

【0042】

例えば、第 1 板材 3 1、第 2 板材 3 2、窓枠 2 1、外壁面、及び軒天が白色であり、装飾枠 4 0 が茶色または緑色であり、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 による十字（図 1 における窓枠 2 1 に囲まれた正方形の窓ガラスの奥に見える第 1 及び第 2 板材 3 1、3 2 によるクロスバー）を目立たせて、洋風を連想させるかわいらしい意匠としている。また、出隅に丸みを持たせることでやさしい意匠としている。このため、本実施の形態の住宅 1 は、かわいらしさ及びやさしさを印象付ける外観を実現している。

40

【0043】

続いて、本実施の形態の窓構造 1 0 の施工方法について、図 1 ~ 図 9 を参照して説明する。

【0044】

まず、図 1 及び図 2 に示すように、窓部材 2 0 の外周を取り囲むように外壁 2 上に装飾枠 4 0 を設ける。

【0045】

次に、主に図 4 ~ 図 9 を参照して、枠体 3 0 の製造方法について説明する。

【0046】

図 4 に示すように、囲繞板材 3 3 を準備する。囲繞板材 3 3 は、水平板材 3 4、3 5 と

50

、鉛直板材 3 6、3 7 と、金物 3 8 とを有している。下方に位置する水平板材 3 4 は、図 4 に示すように断面視において L 字状であってもよく、下方に立設された部分が省略された平板であってもよい。金物 3 8 は、水平板材 3 4、3 5 及び鉛直板材 3 6、3 7 の内側中央にそれぞれ設けられている。なお、水平板材 3 4、3 5 及び鉛直板材 3 6、3 7 を準備した後に、金物 3 8 を取り付けてもよい。図 5 に示すように、金物 3 8 は、板材に当接する当接部と、この当接部の両端から立設する立設部とを有するコ字状である。立設部が内方に向けて延びるように配置し、水平板材 3 4、3 5 及び鉛直板材 3 6、3 7 のそれぞれに当接部を当接して、例えばネジで締結する。

【 0 0 4 7 】

また、図 6 に示すように、第 1 板材 3 1 を準備する。第 1 板材 3 1 には、水平方向に延びる一端に切欠き 3 1 a が形成されている。また、図 7 に示すように、側端には溝が形成されており、この溝にコ字状の金物 3 9 が取り付けられている。この金物 3 9 には、第 1 板材 3 1 の脱落を防止する戻り止めが形成されている。側端における一端側には凸部 3 1 b が形成されている。

10

【 0 0 4 8 】

次に、図 8 に示すように、囲繞板材 3 3 に、水平方向に第 1 板材 3 1 を取り付ける。具体的には、第 1 板材 3 1 の切欠き 3 1 a を室内側に位置させて、図 6 の矢印に沿って、囲繞板材 3 3 の鉛直板材 3 6、3 7 の金物 3 8 に、第 1 板材 3 1 の金物 3 9 を差し込むように、鉛直板材 3 6、3 7 に第 1 板材 3 1 をスライドさせると、金物 3 8 に対して金物 3 9 に形成されている戻り止めが機能して、凸部 3 1 b が鉛直板材 3 6、3 7 に係止されるので、スライドが止まる。これにより、図 9 に示すように、金物 3 8、3 9 が係合される。

20

【 0 0 4 9 】

また、図 8 に示すように、第 2 板材 3 2 を準備する。第 2 板材 3 2 は、鉛直方向に延びる一端に切欠き 3 2 a が形成されている。第 2 板材 3 2 の切欠き 3 2 a は第 1 板材 3 1 の切欠き 3 1 a と係合し、切欠き 3 1 a、3 2 a はそれぞれの中央に形成されている。また、図 7 に示す第 1 板材 3 1 と同様に、第 2 板材 3 2 の側端には溝が形成されており、この溝にコ字状の金物 3 2 b が取り付けられている。この金物 3 2 b には、第 2 板材 3 2 の脱落を防止する戻り止めが形成されている。上方に位置する側端の他端側には凸部 3 2 c が形成されている。

30

【 0 0 5 0 】

次に、囲繞板材 3 3 に取り付けられた第 1 板材 3 1 に、第 2 板材 3 2 を取り付ける。具体的には、第 2 板材 3 2 の切欠き 3 2 a を室外側に位置させて、図 8 の矢印に沿って、第 1 板材 3 1 の切欠き 3 1 a に第 2 板材 3 2 の切欠き 3 2 a を挿入する。また、囲繞板材 3 3 の水平板材 3 4、3 5 の金物 3 8 に、第 2 板材 3 2 の金物 3 2 b を差し込むように、水平板材 3 4、3 5 に第 2 板材 3 2 をスライドさせると、金物 3 8 に対して金物 3 2 b に形成されている戻り止めが機能して、凸部 3 2 c が水平板材 3 5 に係止されるので、スライドが止まる。これにより、図 9 に示す第 1 板材 3 1 の金物 3 9 と鉛直部材 3 7 の金物 3 8 との係合同様に、第 2 板材 3 2 の金物 3 2 b と水平部材 3 4、3 5 の金物 3 8 とが係合される。

40

【 0 0 5 1 】

以上の工程を実施することにより、水平方向に延び、物を載置可能な幅を有する載置板である第 1 板材 3 1 と、第 1 板材 3 1 と交差する方向に延びる第 2 板材 3 2 と、第 1 板材 3 1 及び第 2 板材 3 2 を囲繞する囲繞板材 3 3 とを含む枠体 3 0 を製造できる。

【 0 0 5 2 】

そして、図 1 ~ 図 3 に示すように、製造した枠体 3 0 を、住宅 1 の外壁 2 に設けられた窓部材 2 0 の室内側、かつ、内方に配置する。具体的には、外壁 2 と、この外壁 2 と柱 3 を挟んで対向する内壁 4 との間に、室内側から枠体 3 0 を嵌め込む。これにより、枠体 3 0 は、窓枠 2 1 に載置される。

【 0 0 5 3 】

以上の工程を実施することにより、建物の外壁に設けられた窓部材 2 0 と、この窓部材

50

20の室内側、かつ、内方に配置された枠体10とを備える窓構造10を施工できる。

【0054】

本実施の形態の窓構造10及び住宅1は、枠体30を備えている。枠体30は窓部材20の室内側かつ内方に配置されているので、枠体30における第1板材31と第2板材32とで交差する交差部分(本実施の形態では直交部分)が住宅1の外部から視認できる。この交差部分により、外観の意匠性を高めている。特に、上記特許文献1~4に開示されている碁盤の目のような格子形状と異なり、本実施の形態では囲繞板材33内に包含される板状部材は第1板材31及び第2板材32のみで構成される十字形状としているので、洋風を連想させるかわいらしさを表現できる。

【0055】

また、水平方向に延びる第1板材31は物を載置可能な幅を有しているので、装飾効果のある物を載置することができる。このため、第1板材31上に小物を載置することで、印象的な空間を作ることができる。また、枠体30が設けられた窓部材20のそれぞれに独自の外観を形成できるので、個性のある窓構造10を実現できる。

【0056】

したがって、本実施の形態の窓構造10、住宅1、及び枠体30は、第1板材31と第2板材32との交差部分と、第1板材31の載置板とによって、外観の意匠性を向上することができる。

【0057】

なお、本実施の形態では、建物として住宅を例に挙げて説明したが、本発明の建物は住宅に限定されない。しかし、本発明は、建物の使用者の個性を表現できる印象的な窓構造を実現できるので、住宅に好適であり、特に戸建住宅に好適である。また、本実施の形態の枠体30は、第1板材31を載置板として用いるので、外壁2と内壁4との間に位置する柱3が太く、外壁2と内壁4との距離が大きい躯体に対して、好適である。

【0058】

ここで、本実施の形態では、囲繞板材33に囲繞される板材は、第1板材31及び第2板材32のみであるが、本発明の枠体において、囲繞板材33に囲繞される板材の数は特に限定されず、水平方向及び鉛直方向に延びる板材はそれぞれ複数でもよく、斜めに延びる板材をさらに含んでもよい。また、本実施の形態の第2板材32は、鉛直方向に延びるように配置されているが、本発明の第2板材は、第1板材31と交差する方向であればよい。

【0059】

また、本実施の形態では、外観視において囲繞板材33は窓枠21に隠れて視認されないが、囲繞板材33が視認されてもよい。この場合、装飾枠40は、窓枠21の外周を取り囲むように設けられてもよく、囲繞板材33を取り囲むように窓枠21上に設けられてもよい。

【0060】

また、本実施の形態では、窓構造10が上方に設けられ、小窓11が下方に設けられているが、窓構造10が下方に設けられ、小窓11が上方に設けられていてもよい。また、本実施の形態では、第1板材31及び第2板材32の十字形状の意匠と調和させるように、小窓11を設けて十字形状の窓飾り12を形成しているが、小窓11及び窓飾り12は省略されてもよい。小窓11及び窓飾り12が省略された場合であっても、窓構造10は外壁面における上半分の領域に配置されていることが好ましい。また、本実施の形態では、窓部材20と小窓11とは左右非対称に配置されているが、任意の位置に配置できる。

【0061】

(実施の形態2)

図10に示す実施の形態2の窓構造15及び住宅5は、図1に示す実施の形態1の窓構造10及び住宅1と基本的には同様の構成を備えているが、1つの外壁に複数の枠体30が設置されている点において主に異なっている。

【0062】

10

20

30

40

50

具体的には、本実施の形態の住宅 5 は、図 10 に示すように、1つの外壁に窓部材 20 が複数設けられている。それぞれの窓部材 20 の室内側、かつ、内方に枠体 30 が配置されている。本実施の形態では、上層階及び下層階に位置する 2つの窓部材 20 に対して、枠体 30 がそれぞれ配置されている。

【0063】

隣り合う窓部材 20 間を連結するように、外壁上に幕板 50 が設けられている。具体的には、上層階の窓部材 20 の窓枠 21 の下端縁と、下層階の窓部材 20 の窓枠 21 の上端縁との間に幕板 50 が配置されている。幕板 50 は、例えば、木目調柄の化粧板などを用いることができる。

【0064】

上層階及び下層階の窓枠 21 と幕板 50 との外周を取り囲むように、装飾枠 40 が設けられている。幕板 50 及び装飾枠 40 は、第 1 板材 31 及び第 2 板材 32 と異なる色調で構成されており、第 1 板材 31 及び第 2 板材 32 よりも色調が濃いことが好ましい。この場合、落ち着いた印象を与える外観となる。

【0065】

なお、図 10 では、2つの窓部材 20 及び枠体 30 は、鉛直方向に設けられているが、窓部材 20 及び枠体 30 の数は限定されず、3つ以上であってもよい。また、複数の窓部材 20 及び枠体 30 の配置は限定されず、水平方向に隣り合うように配置されていてもよい。

【0066】

以上説明したように、本実施の形態の窓構造 15 及び住宅 5 は、1つの外壁に複数の枠体 30 が設置され、隣り合う枠体 30 を内方に配置する窓部材 20 間を連結するように外壁上に設けられた幕板 50 をさらに備えている。この幕板 50 により、上下階に位置する複数の枠体 30 及び窓部材 20 を一体化したような外観を形成できる。このように、本発明は、図 10 に示すような意匠性を有する窓構造 15 を実現することもできる。

【0067】

今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した実施の形態ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味及び範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

【符号の説明】

【0068】

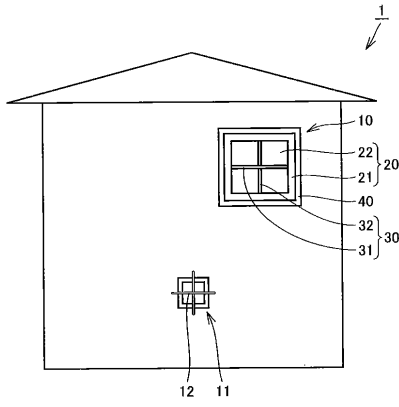
1, 5 住宅、2 外壁、3 柱、4 内壁、10, 15 窓構造、11 小窓、12 窓飾り、20 窓部材、21 窓枠、22 被覆部材、30 枠体、31 第 1 板材、31 第 2 板材、31b, 32c 凸部、32b, 38, 39 金物、33 囲繞板材、34, 35 水平板材、36, 37 鉛直板材、40 装飾枠、50 幕板、x31, x32, x34 幅、y31, y32 見付。

10

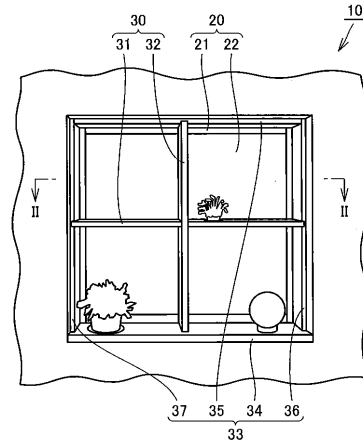
20

30

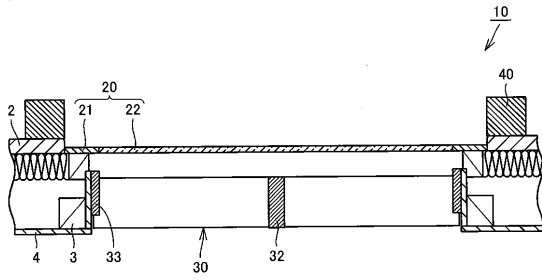
【 図 1 】



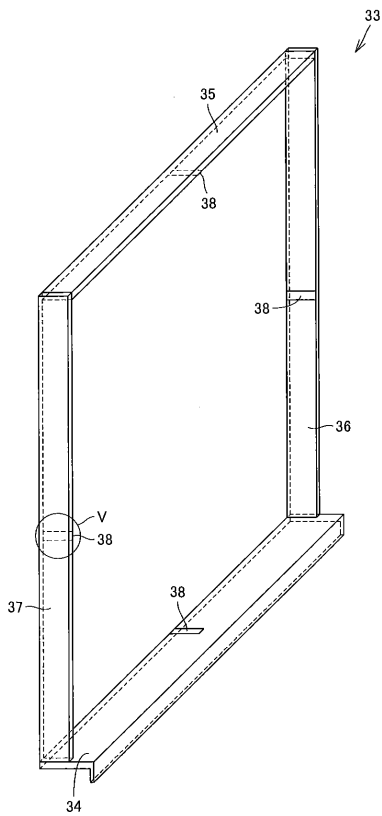
【 図 3 】



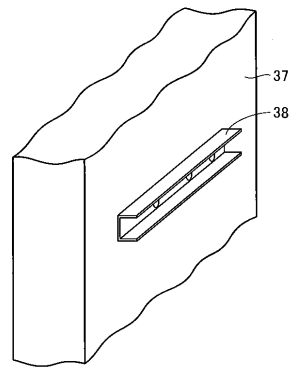
【 図 2 】



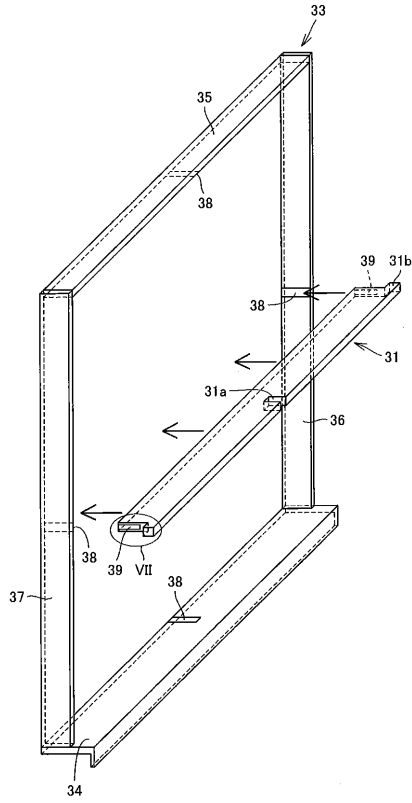
【 図 4 】



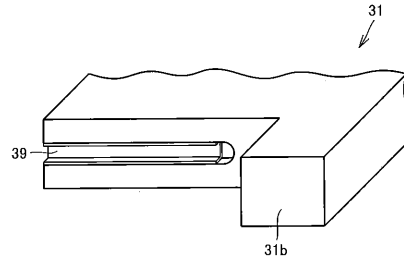
【 図 5 】



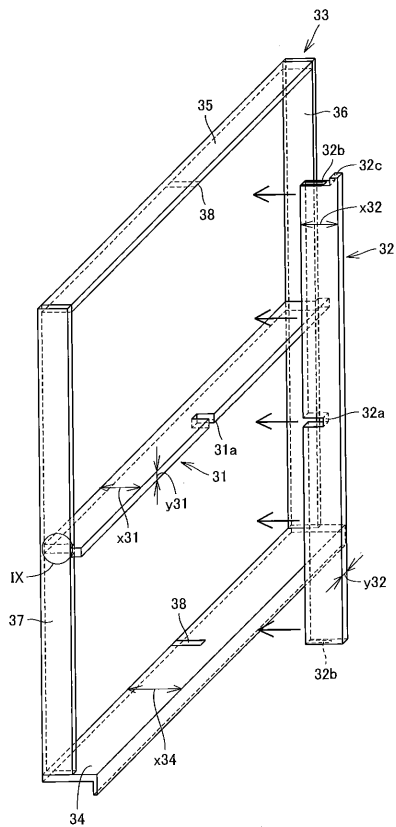
【 図 6 】



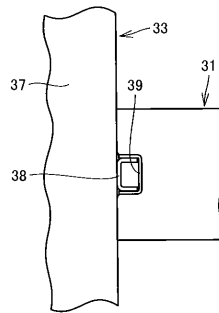
【 図 7 】



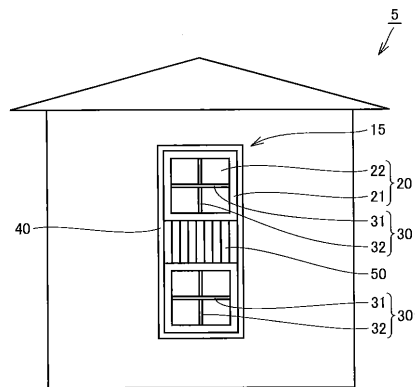
【 図 8 】



【 図 9 】



【 図 10 】



【手続補正書】

【提出日】平成29年10月3日(2017.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上層階及び下層階を有する建物の前記上層階の外壁に設けられ、透明ガラスを含む窓部材と、

前記窓部材の室内側、かつ、内方に配置された枠体とを備え、

前記枠体は、

水平方向に延びる第1板材と、

前記第1板材と交差する方向に延びる第2板材と、

前記第1板材及び前記第2板材を囲繞する囲繞板材とを含み、

前記第1板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である、窓構造。

【請求項2】

前記窓部材は、窓枠を含み、

前記第1板材、前記第2板材、及び前記窓枠が同じ色調で構成されている、請求項1に記載の窓構造。

【請求項3】

前記第1板材、前記第2板材、及び前記囲繞板材が同じ色調で構成されている、請求項1または2に記載の窓構造。

【請求項4】

前記窓部材または前記囲繞板材の外周を取り囲むように前記外壁上に設けられた装飾枠をさらに備える、請求項1～3のいずれか1項に記載の窓構造。

【請求項5】

1つの外壁に複数の前記窓部材が設置され、

隣り合う前記窓部材間を連結するように前記外壁上に設けられた幕板をさらに備える、請求項1～4のいずれか1項に記載の窓構造。

【請求項6】

前記外壁と、前記外壁と柱を挟んで対向する内壁との間に前記枠体が配置される、請求項1～5のいずれか1項に記載の窓構造。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の窓構造を備える、住宅。

【請求項8】

上層階及び下層階を有する建物の前記上層階の外壁に設けられ、透明ガラスを含む窓部材の室内側、かつ、内方に配置される枠体であって、

水平方向に延びる第1板材と、

前記第1板材と交差する方向に延びる第2板材と、

前記第1板材及び前記第2板材を囲繞する囲繞板材とを含み、

前記第1板材は、物を載置可能な幅を有する載置板である、枠体。